

## 社員に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、定款第7条ないし第11条の規定に基づき、一般社団法人日本CPサッカー協会(以下「本協会」という)の社員の入社及び退社に関し必要な事項を定めるものとする。

### (社員)

**第2条** 本協会の目的、事業に賛同する個人または法人は、社員総会の承認を得て社員となることができる。

2. 社員は、別に定める基金取扱規程に基づく基金の拠出並びに入会金及び年会費を納入しなければならない。

### (入社手続)

**第3条** 社員になろうとする者は、所定の入社申込書を提出しなければならない。

### (任意退社)

**第4条** 社員は所定の退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

### (会費及び入会金)

**第5条** 社員は、入社するときに入会金3万円並びに年会費を3万円、以後毎年年会費3万円を納入しなければならない。

### (会費の使途)

**第6条** 第5条の会費及び入会金は、毎事業年度における事業運営費として使用する。

### (除名)

**第7条** 社員が定款第12条及び第13条の事由に該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

### (社員総会)

**第8条** すべての社員をもって社員総会を構成し、定款第6章の各条項に基づき運営する。

### (改正)

**第9条** この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。